

事務連絡  
令和2年4月10日

各都道府県保育担当部(局) 御中  
各指定都市・中核市保育担当部(局)

厚生労働省子ども家庭局保育課

令和2年4月10日(金)の閣議後記者会見における  
加藤厚生労働大臣の発言について

新型コロナウイルス感染症への対応について、本日の閣議後会見において加藤厚生労働大臣より別紙のとおり発言がありましたので、お知らせします。

管下の保育所等や、管内市区町村にも周知をお願いいたします。

○本件についての問合せ先

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4853, 4854)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

## 加藤大臣 閣議後会見（令和2年4月10日）での発言

新型コロナウイルス感染症について、一部の地域で感染の拡大が見られる中、保育所の開所のために御尽力いただいている現場の皆様や、登園の自粛などにご協力いただいている保護者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

4月7日の緊急事態宣言を受けて、地方自治体に対し、保育所の対応に関する考え方をお示ししました。市区町村によっては感染の状況等も違いますが、対応にも差があることから、改めて厚生労働省の考え方をお伝えしたいと思っております。

1点目として、まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の皆様に対して園児の登園を控えるようお願いするなど、保育の提供を縮小して開所することをご検討いただきたいこと。

2点目として、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときには、臨時休園をご検討いただきたいこと。

3点目として、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方などのお子さんの保育を確保いただきたいこと。

以上3点についてご理解をいただくとともに、感染防止に最大限留意し必要な方に保育が提供されるよう、ご対応をお願いしたいと思います。

なお、昨日も、厚生労働省においては保育の確保が必要な対象者の考え方などについてQ & Aでお示しするとともに、東京都においては市区町村に対して都の考え方を文書で示されたと同っておりますので、これらにも十分留意していただきたいと思います。

質問 都内では休園を決めているところもありまして、いわゆる「キー・ワーカー」と呼ばれる人が就労できないという声も出始めています。こうした人が働けるように配慮を求めるといふ趣旨でよろしいでしょうか。

回答 これまでもこうした方針を出していたところですが、例えばおっしゃる「キー・ワーカー」と呼ばれる人について、保育所を仮に休園することになっても引き続きお預かりする保護者の仕事にかなりばらつきがあるようでございますので、それらを含めて、最終的には市区町村の判断になるかと思いますが、もう一度、厚生労働省の考え方をしっかりと説明をさせていただいたということです。